

防府都市計画地区計画の変更（防府市決定）

防府都市計画防府卸団地地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		防府卸団地地区地区計画
位 置		防府市大字浜方の一部
面 積		約 4. 7 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標	当地区は、本市の南部に位置し、ＪＲ防府駅から約５ｋｍ、山陽自動車道防府東ＩＣから約７ｋｍの地点にあり、山口県及び防府市が推進した「店舗集約化事業」の産業基盤整備により形成された地区である。 そこで、卸団地としての良好な環境の創出と保全を図るために、用途の混在による団地機能の悪化を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な団地環境を形成し、保持することを目標とする。
	土 地 利 用 の 方 針	土地利用については、卸団地内の各事業所及び周辺に及ぼす影響を考慮し、適正かつ合理的な土地利用を図り、質の優れた良好な地区環境の形成・保持をする。
	地 区 施 設 整 備 方 針	地区内に配置されている道路、緑地の機能及び環境が損なわれないように維持・保全を図る。
	建 築 物 等 整 備 方 針	良好な地区環境を創出し保持するため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限並びに美観及び防災性の配慮から、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を行う。
	その他の当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	歩行空間の確保及び良好な景観の形成を図るため、電柱は民有地の敷地内に設置する。

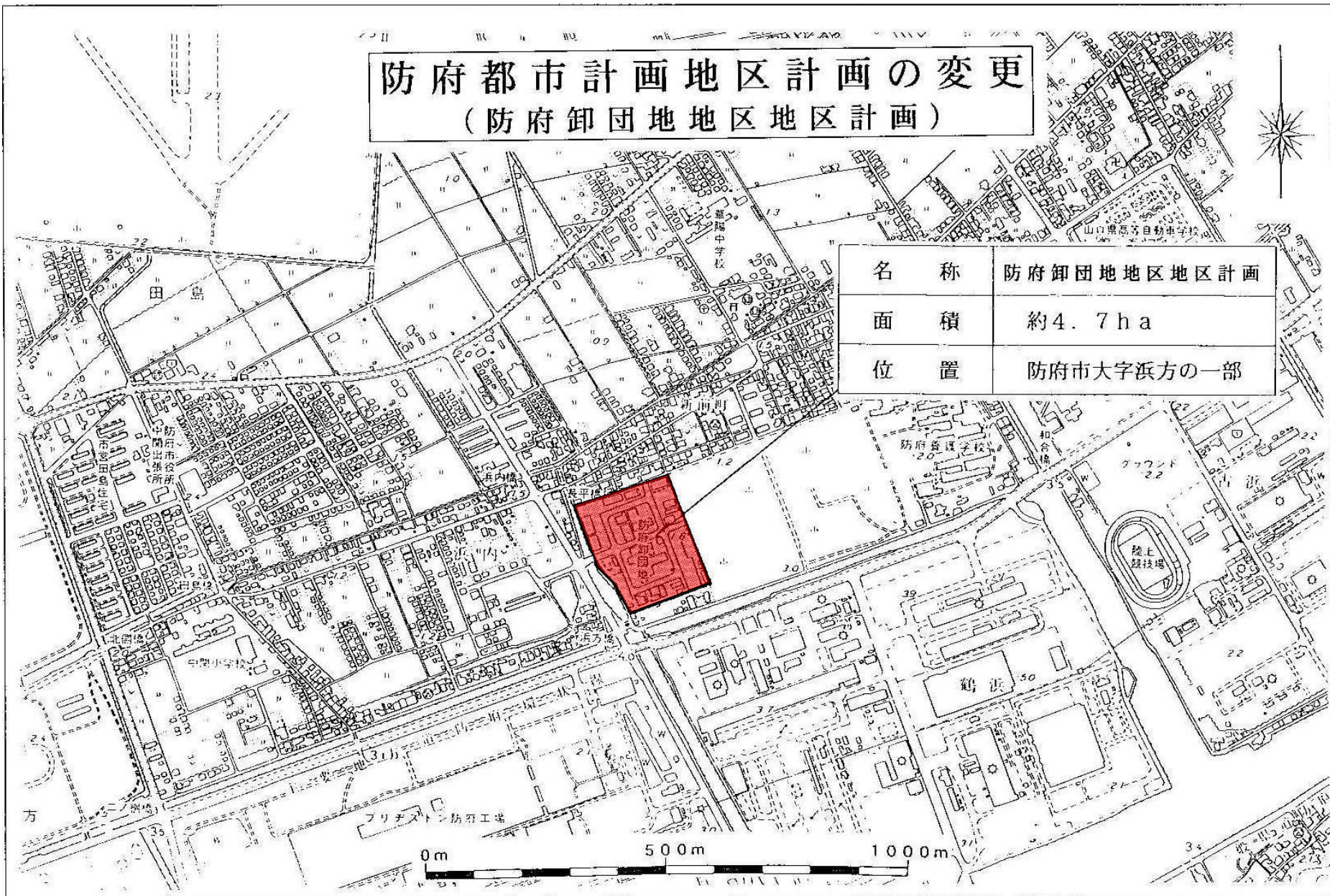
2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等	建築物等の用途の制限	次の各号の一に該当する建築物は建築してはならない。 1 1階部分を住宅の用に供するもの。ただし、上階の住宅への出入口、階段に供する部分を除く。 2 1階部分を共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供するもの。ただし、上階の住宅への出入口、階段に供する部分を除く。 3 公衆浴場 4 ホテル又は旅館 5 畜舎 6 建築基準法別表第2(ぬ)項に掲げるもの。 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第5号、第6号及び同条第6項各号に規定するもの。
	に	建築物の敷地面積の最低限度	300㎡
	関	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、道路境界線及び隣地境界線から1mとする。ただし、隣地境界線からの距離については、隣接する土地所有者と共同して隣地境界線上に建築する建築物は、この限りでない。
	する	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面及び屋根等の色彩は、周辺環境に配慮した落ち着いた色調とする。 2 自己の用に供する広告物その他これらに類するものは、道路境界線から1m以内に設置してはならない。 3 ネオン灯は設置してはならない。
	計画	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくに構造は、次の各号に掲げるいずれかのものとする。ただし、防犯上やむを得ず設置するもので透視可能なものについては、高さ1.8m以下とすることができる。 1 高さ70cm以下の生垣 2 高さ40cm以下のコンクリートブロック、レンガ、石積等の基礎部の上に植栽を組合わせた高さ70cm以下のもの。 3 高さ40cm以下のコンクリートブロック、レンガ、石積等の基礎部の上に透視可能なフェンス等を施した高さ1.2m以下のもの。

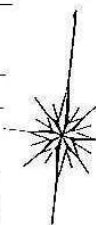
「位置は計画図表示のとおり」

防府都市計画地区計画の変更 (防府卸団地地区地区計画)

名 称	防府卸団地地区地区計画
面 積	約4.7ha
位 置	防府市大字浜方の一部

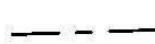


防府卸団地地区地区計画



緑地

凡 例



区域界

0m 50m

250m 主要地方道防府環状線